申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		低炭素建築物新築等計画の認定（認定申請に併せて、建築確認の審査の申出をする場合）
根拠法令及び条項		都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審査基準	関係条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令第１１条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第４１条及び第４２条 新座市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則 建築基準法第１８条
	基準（未設定の場合はその理由）	根拠法令及び関係条項による審査基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間（未設定の場合はその理由）	総日数　４２日
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）